## 神戸市未成年後見人支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市こども家庭センターが支援を行う児童等について、その未成年後見に係る報酬等の全部または一部を助成することにより、未成年後見人(民法(明治29年法律第89号)第838条に定める未成年後見人をいう。以下同じ。以下「後見人」という。)の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下同じ。)の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とし、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日規則第38号)の定めがあるもののほか、事業の実施に必要な事項を定める。

### (事業内容)

- 第2条 神戸市未成年後見人支援事業(以下「本事業」という。)における事業内容は以下のとおりとし、予算の範囲内で助成する。
  - (1)後見人が未成年被後見人(以下「被後見人」という。)から受けるべき報酬額の全部または一部を助成する(以下「報酬助成」という。)。
  - (2)後見人及び被後見人が加入する保険(公益社団法人日本社会福祉士会(以下「日本社会福祉士会」という。)が運営する未成年後見人補償制度のものに限る。)に係る保険料を助成する (以下「保険料助成」という。)。

#### (助成要件)

- 第3条 本事業における助成は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に行うものとする。
  - (1)後見人が次に掲げるいずれかの者であること。
    - ア 法第33条の8の規定に基づき神戸市こども家庭センター所長(以下「所長」という。) の請求により家庭裁判所が選任した者
    - イ 所長以外の者の請求により家庭裁判所が選任した者であること。ただし、前記アに準ずる状況にあると所長が認め、かつ、被後見人が次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。
      - (ア)神戸市こども家庭センターが把握している児童等であること。
      - (4)保護者のない児童等又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童等 であること。
      - (ウ)親族が監護又は養育する能力を欠くため、親族以外の者を後見人として選任せざるを得ない状況にある児童等であること。
    - ウ 民法第840条第2項の規定により、家庭裁判所が職権で選任した者であること。ただし、 所長以外の者の請求による後見人がいる場合においては、前記イのただし書の要件の全 てを満たす場合に限る。
    - (2)被後見人の保有する預貯金の額並びに有価証券及び不動産の評価額の合計額が、1,700万円未満であること。
    - (3)後見人が、被後見人の民法第725条に規定する親族以外の者であること。ただし、法第27条第1項第3号の規定により措置又は委託されている児童等であって、当該児童等が入所している施設を運営する法人、当該法人職員又は委託されている里親が後見人となった場合は

対象としない (被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任請求がなされた場合を除く。)。

### (助成金額)

第4条 報酬助成及び保険料助成の額は、平成17年5月2日付雇児発第0502001号厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(以下「国通知」と いう。)において「未成年後見人支援事業」の報酬額及び損害賠償保険料として定める額とする。

# (助成対象期間等)

第5条 報酬助成及び保険料助成の対象期間は、被後見人が成年に到達する日の前日までとする。

#### (報酬助成の申請)

- 第6条 後見人は、報酬助成を受けようとする場合には、家庭裁判所における報酬付与の審判が 行われ、報酬額が決定された後に、審判書の写し、家庭裁判所に提出した未成年後見事務報告 書及び財産目録の写しと併せて、以下の書類を市長に提出するものとする。
  - ア 「神戸市未成年後見人支援事業(報酬助成)申請書」(様式第1号)
  - イ 「神戸市未成年後見人支援事業資産状況届出書」(様式第2号)
  - ウ 「神戸市未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書」(様式第3号)
  - エ その他所長が必要と認める書類

#### (報酬助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、助成の 可否を決定した上で、その審査結果を「神戸市未成年後見人支援事業(報酬助成)[決定・却下] 通知書」(様式第4号)により申請者へ通知する。

# (報酬助成金の支払)

- 第8条 後見人は、前条の規定により報酬助成が決定された後に、「神戸市未成年後見人支援事業 (報酬助成)請求書」(様式第5号)により市長に報酬助成を請求する。
  - 2 報酬助成の支払方法は、口座振替の方法により行うものとする。

### (保険料助成の申請)

- 第9条 後見人は、保険料助成を受けようとする場合には、家庭裁判所における後見人選任の審判が行われ、後見人が選任された後に、審判書の写しと併せて、以下の書類を市長に提出するものとする。
  - ア 「神戸市未成年後見人支援事業(保険料助成)申請書」(様式第6号)
  - イ 「神戸市未成年後見人支援事業資産状況届出書」(様式第2号)
  - ウ 「神戸市未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書」(様式第3号)
  - エ 未成年後見人選任の審判書写し
  - オ 日本社会福祉士会が定める未成年後見人支援事業未成年後見人補償制度加入依頼書
  - カ その他所長が必要と認める書類

#### (保険料助成の決定)

第 10 条 前条の規定により保険料助成申請が行われた場合は、市長は、後見人および被後見人の 状況を調査のうえ報酬助成の可否を決定し、その結果を「神戸市未成年後見人支援事業(保険 料助成)[決定・却下]通知書」(様式第 7 号)により申請者へ通知する。

## (損害賠償保険の加入)

第11条 市長は、前条の規定により保険料助成を決定した場合、原則として決定後30日以内に、 日本社会福祉士会へ第9条第1項オの未成年後見人補償制度加入依頼書を提出することによ り、当該補償制度の加入申込を行う。

### (保険料助成の支払い)

第12条 前条の規定により申込を行った保険料助成の支払いは、日本社会福祉士会又は日本社会 福祉士会の事務代行者により送付される請求書により行うものとする。

## (保険料助成の継続)

第13条 後見人は、保険料助成を翌年度も受けようとする場合には、別に定める日までに第9条 第1項に定める保険加入の申請手続を行うものとする。

### (事故等の発生報告)

第14条 保険料助成を受けている後見人又は被後見人が、当該保険の対象となる損害について保 険金の支払いを求める場合には、日本社会福祉士会所定の「事故発生報告書」を作成のうえ、 市長へ提出しなければならない。

#### (未成年後見人の報告義務)

- 第15条 未成年後見人は、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに「神戸市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書」(様式第8号)及び「神戸市未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書」(様式第3号)を、市長へ提出しなければならない。
  - (1) 第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき
  - (2)被後見人の未成年後見人を辞任したとき。
  - (3)被後見人の未成年後見人を解任されたとき。
  - (4)被後見人が婚姻したとき。
  - (5)被後見人が死亡したとき。
  - (6)被後見人の住所または氏名が変わったとき。
  - (7) 未成年後見人の住所または氏名が変わったとき。
  - (8) 第1号から第7号に掲げるもののほか、申請内容及び助成を継続する上で必要な事項に変更が生じたとき。

### (助成決定の取り消し)

第16条 市長は、被後見人が第3条に規定する要件を欠くこととなった場合又は第15条第1項

- 第1号から第5号までのいずれかに該当していることを確認した場合は、速やかに保険料助成決定および報酬助成決定の全部または一部を取り消す。
- 2 助成決定を行った後で申請内容に虚偽や重大な錯誤があることが判明したとき、また助成を 行うことが適当でないと判断されたときは、市長は助成決定を取り消すことができる。
- 3 助成決定を取り消す場合は、市長は「神戸市未成年後見人支援事業取消通知書」(様式第9号) により未成年後見人に通知しなければならない。

#### (助成の終了)

- 第17条 前条の規定により助成決定を取り消したときは、助成金の支払いは、取り消しの事由が 発生した日を含む月までとし、以後の支払いは行わないものとする。
- 2 前項に該当する場合においては、市長は第2条2号にかかる保険について日本社会福祉士会 所定の方法で脱退の手続をとるものとする。

### (助成金の返還)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定により助成決定を取り消したとき、本事業における助成金を受給した者に対して、取り消しの事由が発生したのちに支給した報酬助成金および保険料助成金相当額について、その全部または一部の返還を請求することができる。

### (譲渡等の禁止)

第19条 後見人及び被後見人は、本事業の実施による権利を譲渡し、または担保に供してはならない。

# (調査)

- 第20条 市長は、1年に1回以上、本事業による助成決定をした後見人及び被後見人の状況を確認するものとする。
- 2 後見人及び被後見人は、前項および本事業の実施に必要な調査を正当な理由なく拒んではならない。

### (補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年2月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。